

下記の後期高齢者医療保険料納付義務者に対し、住民基本台帳等を調査のうえ、東京都板橋区後期高齢者医療に関する条例施行規則第2条に規定する書類を送付したが、その住所又は居住が不明のため送達できなかったため、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この書類は次に示す場所に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年7月24日

東京都板橋区長 坂本 健

- 1 送達する書類名 8板健後第26号の4により公示送達を決定した書類
- 2 送達する書類の保管場所 東京都健康生がい部後期高齢医療制度課

| No. | 氏 名   |
|-----|-------|
| 1   | 衛藤 幸藏 |
| 2   | 衛藤 康子 |
| 3   | 山崎 美恵 |
| 4   | 市橋 隆雄 |
| 5   |       |
| 6   |       |
| 7   |       |
| 8   |       |
| 9   |       |
| 10  |       |
| 11  |       |
| 12  |       |
| 13  |       |
| 14  |       |
| 15  |       |
| 16  |       |
| 17  |       |
| 18  |       |
| 19  |       |
| 20  |       |

※ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の3項の規定により、公示した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされる。